

別紙

諮問第1082号

答 申

1 審査会の結論

「2017年3月24日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「・2017年3月24日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの ・2016年9月1日～2017年4月4日までの間に情報公開及び公文書管理について情報公開・個人情報保護審議会の会議以外で「有識者」から意見を聞いた日、方法、内容のわかるものと提示した資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年4月19日付けで行った不存在を理由とする非開示決定のうち、「2017年3月24日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの」に係る非開示決定について、その取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

情報公開・個人情報保護審議会の議事録は、逐語に近いものがこれまで作成されており、録音せずにこのような議事録を作成することは不可能である。

したがって、録音はされているが、「録音物を個人メモとして公文書以外のものとしている場合」又は、「議事録の作成を外注しており、外部事業者が録音物を保有している場合」のいずれかにより、本件不存在決定を行っているとは推定される。

前段の場合、議事録の作成は職務上の行為であり、その遂行のために作成された録

音物は、職員個人が作成・取得し、個人で管理しているとしても、職務上必要なものとして組織として取得しているものに他ならず、公文書に該当するため、不存在処分は違法である。

後段の場合、外注先に録音物があったとしても、外注先は業務遂行を実施機関に代わって実施しているのであって、実施機関はその録音物に対する管理監督権限を有し、外注先は、実施機関の指示に従って成果物を作成することになる。また、審議会の内容について実施機関の職員が確認をしたい場合、その録音物の提供を求めることは可能であり、事実上の支配が及んでいる状態にある。

したがって、公文書に該当するものであり、不存在処分は違法である。

以上のとおり、本件処分は情報公開条例の解釈・運用を誤ったものであり、その取消しを求めるため、本件審査請求を行った。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、審査請求書において、録音せずに議事録を作成することは不可能であることから、録音はされているが、録音物を個人メモとして公文書外のものとしているか、議事録の作成を外注している外部事業者が録音物を保有している旨主張している。

しかしながら、実施機関で確認したところ、上記前段については、実施機関の職員の中に、当該審議会の内容を録音した者は存在しない。

また、後段については、東京都情報公開審査会等会議の速記委託において、実施機関が受託者に対して求めている履行内容は、会議終了後10日以内に速記録を納入することであり、受託者に対し、録音データの作成及び提出は求めている。また、受託者が保有する録音物に関し、実施機関は管理監督権限を有しておらず、事実上の支配も及んでいない。

以上のことから、実施機関が開示しない旨の決定をしたことは適法であると考えられる。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 6月12日	諮問
平成30年12月 3日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月21日	新規概要説明（第168回第三部会）
平成31年 1月22日	審議（第169回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都情報公開・個人情報保護審議会について

東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、条例39条1項により情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる機関として設置されたものである。

審議会は、上記事項のほか、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）26条に規定する事項、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）30条の4第2項に規定する事項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）7条4項に規定する事項について、審議することなどが規定されている。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る請求文書は、「2017年3月24日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの」（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書について、作成及び取得していないことから、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、審議会の議事録が逐語に近いもので作成されていることから、本件請求文書は存在する旨主張している。

これに対し、実施機関は、審議会の議事録作成業務については速記委託しており、自ら議事内容を録音する必要がないため、職員が当該審議会の議事内容を録音した事実はなく、また、審議会の速記委託において受託者に対して求めている履行方法は、会議終了後に速記録を納入することであり、録音データの作成及び提出は求めている旨説明している。

審査会が、東京都を委託者とし、民間業者を受託者とした東京都情報公開審査会等会議の速記委託に係る委託契約書（27生総総第1866号）（以下「委託契約書」という。）を見分したところ、東京都が受託者に求める履行方法については、「会議開催7日前までに東京都が速記を行う日時・場所を指定し、会議終了後10日以内（閉庁日を含む）に速記録（A4判・パソコンワード仕上げ、書式は委託者が指定するものとする）を納入するものとする。その際、電子データ（ワードファイル）もあわせてCD-Rで納入するものとする。なお、速記録の用紙及び電子データの記録媒体は受託者の負担とする。」とされており、受託者に録音データの作成及び提出を求める旨の記載は見当たらなかった。

また、審査請求人は、本件請求文書を受託者が保有している場合であっても、実施機関は、当該文書に関する管理監督権限を有し、事実上支配していることから、本件請求文書を不存在とした実施機関の決定は違法であるなどと主張している。

これに対し、実施機関は、受託者が保有する録音物に関し、管理監督権限を有していないことから、事実上の支配も及んでいないため、本件請求文書を不存在とした決定は適法である旨説明している。

審査会が委託契約書に付記されている「東京都の保有個人情報の取扱いに関する特記事項」を見分したところ、当該事項は、実施機関が受託者に対し、東京都の保有個人情報の取扱いについて適正管理を義務付けるものにとどまり、東京都が提供した個人情報の記載・記録された資料等以外の、委託業務に係る個人情報に関して、実施機関が事実上の支配を有することを認めるものではないことが確認された。

以上のことから、上記実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他に

その存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、實金 敏明、山田 洋